

作成日 2025 年 2 月 8 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2026-1-088

課題名 : 1.5T MR ライナックに関する画像解析研究

1. 研究の対象

・2022年2月～2030年2月の期間に当院においてMRライナックにて放射線治療を受けた患者

2. 研究期間

研究期間 : 2025 年 5 月 (研究実施許可日) ~2030 年 3 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025 年 6 月 15 日

提供開始予定日 : 提供予定なし

4. 研究目的

1.5 T MR ライナック により放射線治療を受けた患者において、画像解析ソフトウェアを用いて、医療画像や臨床情報の解析を行い、患者個別のアウトカムを予測します。患者個別のオーダーメイド放射線治療の基盤を構築することを目的としています。

5. 研究方法

電子カルテや紙カルテなどから臨床情報を抽出します。また、治療を行った患者の医療情報からは癌の大きさなどの数値データを抽出します。これらの情報から患者個別のアウトカムを解析・予測・評価をします。アウトカムには副作用や局所再発の発現、組織分類などの臨床情報 や 投与された線量分布などが含まれます。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 病歴、治療歴、副作用等の発生状況、カルテ番号・RI 画像・CT 画像といった医療画像データ 等

これはこの研究の画像解析ソフトウェアへの入力情報として必要となります。

このデータは東北大学のみで使用して、東北大学のみで保管します。

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究の研究です。

9. 研究資金と利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

研究の資金源は運営費交付金を用います。本研究では、1.5 T MR ライナック（製造販売元：エレクトラ株式会社）により放射線治療を受けた患者において、画像解析ソフトウェアを用いて、医療画像や臨床情報の解析を行い、患者個別のオーダーメイド放射線治療の基盤を構築します。

研究分担者の神宮啓一教授は、エレクトラ株式会社より寄附金の受入れがあります。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合は、所属機関において利益相反の管理を受けることにより、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：田中 祥平（放射線部、助教）

【連絡先】

東北大学病院 放射線科
〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1
TEL: 022-717-7312

研究責任者：田中 祥平（放射線部、助教）

【連絡先】

東北大学病院 放射線科
〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1
TEL: 022-717-7312

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合